

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に対する意見募集で
寄せられたご意見について

(1) 法人・団体 15件

法人・団体意見提出者	該当ページ
イー・アクセス株式会社	1
独立行政法人産業総合技術研究所セキュアシステム研究部門セキュアサービス研究グループ	3
シスコシステムズ合同会社	5
一般社団法人新経済連盟	7
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	9
一般社団法人テレコムサービス協会	12
一般社団法人電子情報技術産業協会	14
株式会社ニッセン	16
ニフティ株式会社	18
一般社団法人日本経済団体連合会	24
日本ユニシス株式会社	26
富士通株式会社	28
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム	31
匿名法人・団体1	33
匿名法人・団体2	34

(2) 個人 7件

意見提出者	該当ページ
埼玉県所沢市 小森谷 和信 氏	36
久野 敦司 氏	37
情報セキュリティ大学院大学 林 紘一郎 氏	38
原後綜合法律事務所 弁護士 牧田 潤一郎 氏（その他連名の弁護士4名）	41
匿名個人1	50
匿名個人2	51
匿名個人3	52

※匿名でない個人の方は、氏名等の公表について、個別にご了解を頂いております。

意見書

平成 25 年 4 月 17 日

総務省情報流行政局
情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 イー・アクセス株式会社
(ふりがな) だいはりとりしまりやくしやちよう
代表取締役社長 エリック・ガン

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂きありがとうございます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

頁	章	項目	意見
P4～5	パーソナルデータの利用・流通の促進のための方策	3. パーソナルデータの利用・流通の促進に向けた方向性の提示	パーソナルデータの二次利用、三次利用においては、個人識別性が生じないようにデータの集約等については利用時に配慮を行うとともに、将来的に多種多様に拡大することも想定しうるため、単一的な基準による同意取得等の策定ではなく、パーソナルデータの性質に応じて適切で柔軟な在り方の検討となるような取組を要望します。
P6～7	パーソナルデータの利活用の枠組み	1. 基本的な枠組み	パーソナルデータを単一的な基準に準じての対応ではなく、其々の性質に応じて、一定の方向性の指標となりうるような観点の提示等、民間の利活用、事業創出の妨げとならないよう配慮を頂きたいと考えます。
P16～17	パーソナルデータの利活用の枠組み	8. 国際的なパーソナルデータの利用・流通の確保	パーソナルデータの利活用について、現状は海外企業が進んでいる状況ではありますが、企業の国籍によらず公平な競争環境の整備となるような取組への後押しを頂きたいと考えます。
P18～19	パーソナルデータの利活用の促進に向けた中期的な課題への対応	-	プライバシーコミッショナー制度については、パーソナルデータの利活用は民間の自主的な取り組みであり、設置の必要性を含め広く関係者からの意見を踏まえ検討されるべきものと考えます。

以上

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に対する意見

意見書

平成 25 年 4 月 17 日

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室御中

区分：法人・団体

氏名：産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門 セキュアサービス研究グループ

意見 1 特定個人識別性と不特定個人識別性を区別した上で両方を論点とするべき

「論点整理」に書かれている「個人識別性」の言葉は意味が曖昧であり、二つの解釈があり得る。すなわち、個人情報保護法の「個人情報」定義が要件としている「特定の個人が識別される」場合（氏名住所等によりそれが実際に誰であるかまでが識別される場合、言い換えれば、個人が特定される場合）（以下、特定個人識別性という。）と、特定の個人は識別されない（個人は特定されない）が個人の識別は行われる（一人一人が区別・同定される）場合（以下、不特定個人識別性という。）である。後者の形態による個人に関する情報の収集・蓄積は、今日、一部の事業者により行われており、そこでは何らかの識別子を用いていわば仮名の状態で個人に関する情報が蓄積されている。

「論点整理」は、両者を明確に区別することなく「個人識別性」と表現しているため、後者を含む意味で書かれているのが明らかでない。例えば p.2 には「パーソナルデータの利活用が、プライバシー等の観点から問題となり得るのは、特定の個人と結びつきが強い場合である」との記述があるが、「特定の個人」とあることから、これは前者のみを指していて、後者を含めていないように読める。しかし、以下に示す意見 2 の通り、後者をも論点とするべきと考える。

したがって、まずは特定個人識別性と不特定個人識別性を区別した上で、両方についてを論点とするべきである。

意見 2 なぜパーソナルデータを保護しなければならないのかの理念を明らかにする論点を追加すべき

「論点整理」は、パーソナルデータ（個人に関する情報）のうち個人情報保護法にいう「個人情報」に当たらないものをも対象として、プライバシーの観点からその保護の必要性を検討するとしたもの（p.2）であり、そのような取り組みの必要性については大いに賛成するところであるが、「論点整理」は、結局は、特定個人識別性が獲得されるか否かの論に終始しており、特定個人識別性が獲得されないのであればプライバシー上保護する必要がないことを前提としていることが

窺われる (p.4)。

そもそも、プライバシーの観点からパーソナルデータの保護が必要となるのはなぜなのか。特定個人識別性がなければプライバシーの問題がないと言えるのか。たとえ特定の個人が識別されなくても、本人と一対一に対応したデータ（不特定個人識別性のあるデータ）が存在し、データの分析によって人物像が構築されていくとき、それが本人の望まない人物像であれば、それはプライバシー権の侵害となり得るのではないか。

例えば、行動ターゲティング広告では、通常、特定の個人を識別することなく、一人一人を識別（同定）してデータ化し、そのデータから人物像を分析して広告に利活用するものであるが、その人物像は、他人に見られることがないとしても、本人の Web 画面には表示される（分析された人物像に合わせた広告が表示される）のであるから、望まない人物像が形成されること自体がプライバシー権に関わると言うことができるのではないか。

行動ターゲティング広告についての従来の検討（総務省「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言）においても、今回の「論点整理」において (p.9) も、不特定個人識別性のあるデータが、継続的に蓄積されていくことによっていずれ特定個人識別性を持つからという理由で、プライバシーに関わり得るとの論理構成になっている。

このような論理構成は、結局のところ、現行法の言う「個人情報」に該当し得るかの観点で論じようとしているにすぎず、そもそも何のためにパーソナルデータを保護する必要があるのかの議論に踏み込んでない。

特定個人識別性が獲得されるかの議論だけでなく、特定個人識別性がなくとも不特定個人識別性のあるデータについても対象に、保護すべきパーソナルデータに当たるかを論点とするべきであり、その際、不特定個人識別性とプライバシー権との関係を論拠とするべきである。

以上

意見書

平成 25 年 4 月 17 日

総務省情報流通行政局
情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

区分 法人

シスコシステムズ合同会社

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関する意見

弊社としましては、パーソナルデータの利用・流通に関して、安全・安心を向上させる取り組みに賛同いたします。ただし、今後ネットワークを利用した国際的な流通は益々増加すると考えられ、諸外国から、あるいは日本からといったビジネスの展開も大いに考えられるところであります。このような背景から、諸外国の運用の調和等も考慮に入れ、日本だけ過度な保護とならないよう、ご配慮をお願いいたします。

1. P10：「一般パーソナルデータ」の取り扱い

- 自ら公開した情報や名刺情報等社会性のある情報は、そもそも「パーソナルデータ」として保護する必要はない場合が多いと考えます。諸外国の運用の調和なども考慮に入れ、過度な保護とならないようにすべきと考えます。

2. P13：「コンテキスト」に従わない取り扱い

- 現行の個人情報保護法と同様、利用者が情報取得後に利用目的変更をする場合、本人に対する通知又は公表で足り、本人の同意取得は不要とすべきと考えます。

3. P13：「同意の撤回」

- 利用者側が既に情報を利用したり第三者提供した後に本人から撤回がなされた場合対応が困難であるため、事後撤回できるとすることは適切ではないと考えます。撤回できるとしても数日のクーリングオフ期間内にとどめるべきと考えます。

意見書

平成25年4月17日

総務省情報流通行政局

情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

区分 団体

一般社団法人新経済連盟 代表理事 三木谷 浩史

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

(総論)

1. パーソナルデータ活用の経済的・社会的意義をより明確に分析したうえで、パーソナルデータの利活用の促進とプライバシー保護との調和を図るという視点を盛り込む必要がある。
2. 国際的なデータ流通に対応できる柔軟なルールを設定すべきである。

(「Ⅲ. パーソナルデータの利活用の枠組み 1~5」関係)

3. 保護されるパーソナルデータの範囲の外延が不明確である。個人識別性がなくても「実質的に特定の個人と継続的に結びつく」「特定の個人を識別することができるようになる可能性が高く」とあるが、プライバシーの観点からの具体的な保護法益レベルが必ずしも明らかになっておらず何が問題になるのか判然としません。取得、利用、第三者提供等といった利活用時点の違い、利用する主体が複数かどうか、データ利用目的の違いなどの利用パターンを精緻に分析し、個々にどのような問題がありプライバシーとの関係でどのような問題を生じさせるのかを分析する必要がある。

(「Ⅲ-8 国際的なパーソナルデータの利用・流通の確保」関係)

4. EUから第三国への個人データ移転制限が行われていることに対して、EUに展開している日本企業が多大な負担を負うことを回避する必要がある。その観点から、政府全体として、EUデータ保護規則案の修正や日本への特例措置を認めさせる等の強力な交渉体制を構築する必要がある点を盛り込むべきである。

以上

意見書

平成 25 年 4 月 17 日

総務省情報流行政局

情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【意見書要旨】

パーソナルデータの利活用のルールのある在り方については、他の法令で保護されているものも含めて、今後、パーソナルデータの性質（プライバシーの高低等）や利用目的、匿名化措置状況等に応じた柔軟かつ適切な在り方を検討して頂くことを要望します。さらに、日本市場において、海外事業者と同等の立場で競争できる法制度面での環境整備という観点において、パーソナルデータの国際的調和のとれた保護の実現は短期的対応として早急に取り組んで頂きたいと考えます。

意見の詳細は以下の通りです。

【意見】

1. パーソナルデータの利活用のルールのある在り方（12～13 ページ）及びパーソナルデータ利活用のルールの遵守確保のある在り方（15～16 ページ）

パーソナルデータを利活用していく事業者としては、利活用の際のその時々判断において、同意や匿名化等の在り方が明確かつ具体的に示されていることが望ましい一方で、将来的に多種多様なケースが想定される中、同意取得の在り方ひとつをとっても何らかの統一的な基準が策定されると、場合によっては画一的な適用を強いられ、利活用の妨げになることが懸念されます。

こうした点に鑑み、利活用のルールのある在り方やその策定にあたっては、本論点整理にも示されていますが、パーソナルデータを一律ではなく、その性質に応じて分類し、柔軟かつ適切な在り方を検討して頂くことを要望します。なお、パーソナルデータの分類にあたっては、プライバシー性の程度や消費者の感覚は、その利活用の状況に応じて変化していくとも考えられるため、その時々状況を踏まえて判断して頂きたいと考えます。そのためには、データの種類及び個人属性（性別や年代等）別に消費者の受容性を中長期的に継続して調査していくことも有用です。

また、ルールの遵守確保として挙げられている「具体的事例の検討を深めるとともに、検討結果について適切に公開し、事例の蓄積、共有を図ること」については、事業者にとってこうした事例が一定の指標となりうるという観点においても、適切かつ有効な取組みと考えます。

2. 国際的なパーソナルデータの利用・流通の確保について（16、17 ページ）

昨今、OTT等の海外企業が、日本企業では法制度上利用困難なデータを積極的に活用して、ボーダレスに新ビジネスを展開しその勢いを増している状況もあり、パーソナルデータの利活用を含む ICT 利活用全般を考えてみても、日本は遅れをとっている状況です。従い、日本市場において、これら海外事業者と同等の立ち位置で競争できる法制度面の環境整備は急務であり、こうした観点から、パーソナルデータの国際的調和のとれた保護の実現については短期的対応として早急に取り組んで頂きたいと考えます。

3. パーソナルデータの利活用の促進に向けた中期的な課題への対応(18、19 ページ)

論点整理に示された「プライバシーコミッショナー制度」の設置にあたっては、国民の安心確保とともに企業による利活用促進の双方の視点から検討していくことが重要と考えるため、広く関係者からの意見を踏まえつつ、設置の是非や設置する場合にはその位置づけ、メンバー選出等の運営方針等を決定していくことが望ましいと考えます。

4. その他

電気通信事業者においては、事業の性質上、位置情報、通信履歴等多くの有用な運用データを取り扱っており、これらの運用データをパーソナルデータとして利活用しうる立場にあります。

しかしながら、これらのデータの多くは、要保護性の高い「通信の秘密」に該当すること、あるいはケースバイケースで「通信の秘密」に該当しうるため、利活用の判断が難しいことから極めて慎重な取り扱いを行っており、結果として、パーソナルデータの活用にあたっては躊躇するという側面があります。

従って、パーソナルデータの利活用にあたっては、法令を遵守することは当然ながらも、パーソナルデータの性質や利用目的、匿名化措置等の総合的な観点から論点を整理し、セーフゾーンを明示することや、データの取扱いを限定的に緩和し匿名化した状況下での利用可能性を検討していくこと等、適切な利活用推進策を検討していくことも必要であると考えます。

以上

意見書

平成25年4月17日

総務省総合情報流通行政局

情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

名称

いっばんしゃだんほうじん
一般社団法人 テレコムサービス 協会きょうかい

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 一般社団法人テレコムサービス協会

		意見
Ⅱ パーソナルデータの利用・流通の促進のための方策	2 パーソナルデータの利活用の明確化の必要性	<p>パーソナルデータの利活用の促進とプライバシーの保護は、本来両者の調和を図りつつ進めていくべきものです。しかし、報道などではプライバシーの保護の観点での指摘が先行しており、現状では企業によるパーソナルデータの利活用を進めにくい状況になっています。まさに、論点整理で述べられている通り、「、パーソナルデータの利活用のルールが明確でないため、企業にとっては、どのような利活用であれば適正といえるかを判断することが困難であること」に最大の原因があると考えます。</p>
Ⅲ パーソナルデータの利活用の枠組み	6 パーソナルデータの保護のための関連技術の有用性	<p>他の情報との連結等により再識別化の可能性がある匿名化されたパーソナルデータについて、論点整理で挙げられているような条件(「①適切な匿名化措置を施す」など)を満たす場合には、本人の同意を得なくても利活用することが可能とすべきと考えます。この条件を必要以上に厳しくすると、事実上パーソナルデータの二次利用、三次利用を著しく制限することとなります。利活用可能とする条件の内容に関する十分な精査は必要ですが、パーソナルデータの二次利用、三次利用をやりやすい環境を整備することが、産業の活性化とより利便性の高いサービスの提供につながると考えます。</p>
Ⅳ パーソナルデータの利活用促進に向けた中期的な課題への対応		<p>パーソナルデータの利活用促進のために、「企業が安心してパーソナルデータの利活用ができるよう、利活用のルールが明確化される」ことに加えて、ICT技術の進歩に合わせて「利活用ルールの適正性を常に見直していく」必要があると考えます。また、論点整理の中でも触れられているように、「パーソナルデータの国際的な円滑な流通」を考えると、わが国においても諸外国の制度も参考として、パーソナルデータの自由な流通とプライバシー保護に関する独立した第三者機関も必要になると考えます。</p> <p>パーソナルデータ含むいわゆるビッグデータの利活用は、新事業の創出、国民の利便性向上などに大きく貢献すると考えます。早急にパーソナルデータの利活用のルールが確立し、さらに国内の省庁や自治体自ら、新たなサービスの提供を進めていくことを期待します。</p>

案件名：

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に対する意見の募集
宛先府省名：総務省

氏名：一般社団法人電子情報技術産業協会 知的基盤部

提出意見：

総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に対する意見
全体

・本報告書の位置付けについて

今回の論点整理を経て取りまとめられる予定の報告書の位置付けについて、明確にしてほしい。個人情報保護法を含む我が国の個人情報保護法制の改正に向けた基本方針・要綱的な位置付けなのか、それとも個人情報保護法の現時点での法解釈を示した業界ガイドラインとしての位置付けなのか。

・パーソナルデータに係る現行ルール、ガイドラインとの関係について

パーソナルデータとは、個人情報保護法でいう個人情報を含んだ定義になっており、個人情報の取扱いについては、個人情報保護法、各省庁のガイドライン、プライバシーマーク(JIS Q 15001)など、多くのルール、ガイドラインが存在する。

パーソナルデータとしての取扱いを検討していくと、何かルールが作られてくると思うが、そのルールと現行の個人情報のルールとの間で差分（厳しい内容あるいは緩和されるルール）が出た場合、個人情報を扱う実務者から見て異なる二つのルールが存在することがないよう、現行のルール、ガイドラインとの整合性について配慮していただきたい。新たなルールが個人情報保護法よりも厳しい場合は、同保護法の改訂までこの研究会で踏み込んで検討されるのか、という疑問がある。

・他省庁の取組みとの整合性

例えば、個人情報の匿名化については、各省庁で用語の統一が図られておらず、また匿名化されたデータの取扱いについて各省庁で解釈が分かれる箇所があり、法的リスクがあるために事業者における匿名化データの二次利用を阻害している側面がある。他省庁（消費者庁、経済産業省、厚生労働省等）の取組みやガイドラインとの整合や一元化は、どのようなプロセスで図られる予定なのか。

保護されるパーソナルデータの範囲

・匿名化・再識別化について（P9）

「再識別化を不可能又は十分に困難にしたといえるもの」や「他の情報との連結等により再識別化の可能性がある匿名化されたパーソナルデータ」について、類似の概念として厚生労働省の臨床研究倫理指針等で挙げられている「連結不可能匿名化」「連結可能匿名化」があるが、上記の理由から、これらとの関係についても整理してほしい。

パーソナルデータの利活用のルールの在り方

・パーソナルデータの利活用は大切なことなので、ルール作りを含めて是非検討を進めていただきたいが、現行のルールとの関わりがどのようになるのか（尊重するというポジションなのか、必要であれば改訂まで踏み込んだ検討を行うのか）、方針をもう少し明確にした方が良いのではないか。

・明示的な同意について（P13）

「取得の際の経緯（コンテキスト）に沿わない取扱いやセンシティブデータの取扱いについては、原則として、明示的かつ個別的な同意を求めることが必要となる」と記載されているが、個人情報保護法では、目的外利用や第三者提供の場合を除き、事業者本人同意までは求められていない。

この部分について個人情報保護法を改正するという意味か。

パーソナルデータの利活用の促進に向けた中期的な課題への対応

・パーソナルデータの国際的な流通について（P18）

「EU・日本の間では、EUは日本がパーソナルデータの十分な保護を行っているとは認定しておらず、各企業に個別の対応が求められるなど、日本は著しく不利な立場に立たされており、このような状態の速やかな解消が必要」の箇所については、JEITAとして強く賛同します。

・プライバシーコミッショナー制度について（19 ページ）

社会保障・税番号法案において、特定個人情報保護委員会の設置が規定され、また同法案の附則第6条において同委員会の所掌事務を特定個人情報（番号関連の個人情報）以外に拡大することの検討が規定されている。新たに「プライバシーコミッショナー制度」を創設するような書きぶりではなく、特定個人情報保護委員会の事務を拡大するという方向で記載した方が、誤解が少ないのではないか。

以上

< 意見書 >

平成 25 年 4 月 17 日

総務省情報流通行政局 情報流通振興課情報セキュリティ対策室 宛て

区分（注 1） : 法人

（ふりがな） : かぶしきがいしゃ にっせん

氏名（注 2） : 株式会社ニッセン

代表 : 代表取締役社長 佐村信哉 （さむらしんや）

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

<要旨>

「パーソナルデータの性質に応じた取り扱い」において、①パーソナルデータ類型原案への類推パーソナルデータの追加、②類型パーソナルデータの位置づけの明確化、③利用目的による包括同意方式の追加、により、「ビッグデータの利活用の促進とパーソナルデータの適切な保護の調和」を実現すべきと考える。

<主論>

P10「3 パーソナルデータの性質に応じた取り扱い」の論点において、プライバシー性の高低により複数類型に分類し、適正な取り扱いを検討すべきという見解については賛同するものの、原案の3類型の定義については再考余地ありと考える。特に、原案3類型においては、基本的に直接取得された生データ（以下、「直接取得パーソナルデータ」とする）という定義に基づく類型化に留まっているが、実際に企業が利活用するパーソナルデータ領域の大部分は、直接取得パーソナルデータよりも、むしろ直接取得パーソナルデータを利活用して各企業の独自アルゴリズムに基づいて類推された生成パーソナルデータ（以下、「類推パーソナルデータ」とする）であり、それらの適正な取り扱いに関する重要論点が、本論点整理文章から欠如しているものと思われる。また、類推パーソナルデータは、原案3類型のいずれの直接取得パーソナルデータからも生成され得ると同時に、生成後の類推パーソナルデータ自体が原案3類型のいずれにも属し得ることから、類推パーソナルデータを原案3類型に包含するのではなく、第四の類型として明確に位置づけた上で、類推パーソナルデータの取り扱いについても、新たに議論を深める必要があると思われる。一方、類推パーソナルデータについては、個人情報として直接取得されたものではなく、あくまでも企業が独自のアルゴリズムで類推したパーソナルデータとなることから、当然ながら、プライバシー性の高低に基づくデータ取り扱いについては十分に配慮されてしかるべきながら、個人からの明示的かつ個別的な同意取得、該当データの生成手法および類推データの本人開示等の過度な制約の導入は、本研究会が掲げる「ビッグデータの利活用の促進とパーソナルデータの適切な保護の調和」の趣旨に反するものと思われる。

更に、個人からの同意取得方式については、現行の「取得内容毎・取得都度の個別同意方式」に加えて、“利用目的を高い次元で実現させるための包括的なパーソナルデータ取得と、それに基づく本人へのサービス提供を許可する”旨の包括同意を初期段階で取得すれば、以降新たに取得したパーソナルデータの種別・取得に限らず本人同意済みとする「利用目的に基づく包括同意方式」も認めることで、個人からの同意に基づくパーソナルデータ取得方式の拡充を図り、企業によるパーソナルデータの利活用技術および企業提供サービスの進化を推進できるものと思われる。

以上

意見書

平成25年4月17日

総務省情報流通行政局
情報流通振興課情報セキュリティ対策室御中

ニフティ株式会社
代表取締役社長 三竹 兼司

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

要旨

全体的な論点には賛同いたします。

以下の点に対してさらに踏み込んでいただきたいと思います。

- お客様に誤解無くデータの収集のご協力をお願いし、パーソナルデータの利用・流通を広めるためには、個人識別性を持つ情報および流通可能なパーソナルデータを明確に定義し、厳格なパーソナルデータ運用ルールの確立と事業認証、罰則規定が必要と考えます。

ー流通可能なパーソナルデータの定義

個人情報保護法が指す個人識別性をもつ情報、適切に匿名化したパーソナルデータの定義とガイドライン制定およびパーソナルデータを複数組み合わせても個人特定が不可能なデータであることの担保が基本になると思います。

ーパーソナルデータ運用の透明化

消費者が自分のリスクを認識した上で情報提供を承諾するデータ取得時のルール、データ利用者への利用許諾確認ルールとプロセスを明確にし、消費者や第三者から運用が見え評価できることが必要と考えます。

ーパーソナルデータ運用の安全性確保

匿名化措置に関する、明確なガイドライン、匿名化検定ルールや検定機関が必要と考えます。また、国内外の事業者に対して、パーソナルデータの運用ガイドラインや、パーソナルデータの提供事業者やアーカイブ事業者など関連サービスの認証制度に加え、データのトレーサビリティを確保するなど規約違反者の告発が可能な仕組みも必要と考えます。

今後パーソナルデータが広げる新しいサービス分野、新しいビジネスに対して、成長を促進させる枠組みを構築して頂くことを期待いたします。

各論

項	項目	意見
全体		<p>【意見】</p> <p>お客様に誤解無くデータの収集のご協力をお願いし、パーソナルデータの利用・流通を広めるためには、個人識別性を持つ情報および流通可能なパーソナルデータを明確に定義し、厳格なパーソナルデータ運用ルールの確立と事業認証、罰則規定が必要と考えます。</p>
P4	<p>Ⅱ パーソナルデータの利用・流通の促進のための方策</p> <p>2 パーソナルデータの利活用のルールの明確化の必要性</p>	<p>【原案】</p> <p>問題は、パーソナルデータの利活用のルールが明確でないため、企業にとっては、どのような利活用であれば適正といえるかを判断することが困難であること、消費者にとっては、自己のパーソナルデータが適正に取り扱われ、プライバシー等が適切に保護されているかが不明確になっており、懸念が生じていることにある。</p> <p>【意見】</p> <p>日本におけるパーソナルデータの利活用のルールが明確に定まっていないことに起因する問題点は大きく2つ存在すると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法／ユーザに配慮することによる「経済萎縮効果」の問題 2. 違法業者を排除できない問題 <p>この度の研究会における論点が整理できれば1項の経済萎縮問題は解決に向かうと思います。</p> <p>一方、2の問題に関して、現在、比較的大きな事業者であっても、個人特定が可能な購買履歴や属性情報をマーケット情報と称して第三者に提供している事例があります。消費者は、流通している購買履歴や属性情報が保護すべき対象か否か、違法なのか合法なのか判断や指摘できない状況になっています。</p> <p>それらの状況に対して監視や警鐘、啓蒙の役割を担うはずの新聞やテレビなどのメディアでさえ適法であるかのように報道した例もあり、一刻も早い世論形成が必要になっています。</p> <p>ルールを明確にした後、違法に流通しているパーソナルデータを扱っている事業者に対しては、違法期間に収集したパーソナルデータユーザに関する徹底的な告知と消費者からの利用承諾の取得義務を課すべきと考えます。</p>

<p>p14</p>	<p>Ⅲ パーソナルデータの利活用の枠組み 6 パーソナルデータの保護のための関連技術の有用性</p>	<p>【原案】 他の情報との連結等により再識別化の可能性がある匿名化されたパーソナルデータについては、米国FTC（連邦取引委員会）における考え方³²等を踏まえ、次のような条件をすべて満たす場合は、保護されるパーソナルデータには当たらないとして、本人の同意を得なくても、利活用を行うことが可能と整理すべきではないか。</p> <p>①適切な匿名化措置を施していること ②匿名化したデータを再識別化しないことを約束・公表すること ③匿名化したデータを第三者に提供する場合は、提供先が再識別化をすることを契約で禁止すること</p> <p>【意見】 本来、適切な匿名化を施したデータとは、再識別化を不可能にしたデータを指します。他の情報との連結等により再識別化の可能性があるデータは適切に匿名化したデータではないため、個人情報と同じ扱いにする必要があると思います。</p> <p>「適切な匿名化措置」に関する定義が曖昧であるため起こる事案と思います。匿名化措置に関する、明確なガイドライン、検定機関による匿名化検定ルール、データ取得時のルール、データ利用者への利用許諾確認プロセス等を明確に定義があればこの条項は不要と考えます。</p> <p>また、匿名化したとされるデータを複数集めると個人特定が可能な情報になるならば元の匿名化は不適切であり検定では不可となるはずですので、匿名化の定義を厳密化する必要があると思います。</p> <p>同時に、匿名化の検定合格したパーソナルデータは複数組み合わせても個人特定が不可能なデータであることをハッキリ宣言し啓蒙することも重要と思います。</p>
------------	---	--

<p>p15</p>	<p>Ⅲ パーソナルデータの利活用の枠組み 6 パーソナルデータの保護のための関連技術の有用性</p>	<p>【原案】</p> <p>暗号化技術、匿名化技術については、より高度化に向けた研究開発を支援するとともに、実態上問題が生じないと考えられる復号や再識別化が困難な状態（レベル）についての一般的な理解（共通認識）の醸成、技術的・運用的ガイドラインの作成等を推進すべきではないか。</p> <p>【意見】</p> <p>例えば、個人情報の安全な流通のため、暗号化の強度を高める技術などが多く存在しますが、利用者の利便性を損なうものも多く、ある一定以上の強度を達成した後は、情報の流通促進に対しては効果が薄くなります。それは、SSL技術などの暗号化通信技術が一定の進歩を遂げたことによって、流通量が増加し、その結果として、技術的な盗聴手段から、ソーシャルハッキングやなりすまし等の問題に主眼が推移してきていることから明らかです。そのようなリスクに対応するためにパーソナルデータ保護に関する利用技術や運用技術面の研究や実証実験の推進も重要と考えます。</p> <p>匿名化した情報であっても、個人のセンシティブ情報も含まれる場合もあるため、ユーザの抵抗感・不安感・不信感は相当あると思います。そのような心情を解消するためには個人情報およびパーソナルデータの扱いを透明化し、消費者や第三者が運用評価できるようにすることが重要と考えます。透明化とは、消費者が自分のリスクを認識した上で情報提供を承諾するデータ取得時のルール、データ利用者への利用許諾確認ルールとプロセスを明確にして運用が見えるようにすることと考えます。</p> <p>新しいメディアや端末、通信手段が発展するたびに、日本ではそれらの有害性のみが取り上げられ、世界的な基準とのギャップが取りざたされます。発展し続けるICTビジネスに対し、法が追い付かないことも想定し変化に追随できる体制についても検討していただきたいと考えます。</p> <p>今後パーソナルデータが広げる新しいサービス分野、新しいビジネスに対して、成長を促進させる枠組みを構築して頂くことを期待いたします。</p>
------------	---	--

<p>p16</p> <p>Ⅲ パーソナルデータの利活用の枠組み</p> <p>8 国際的なパーソナルデータの利用・流通の確保</p>	<p>【原案】 (基本的考え方)</p> <p>■国際的なパーソナルデータの利用・流通が確保されるためには、国際的に調和のとれたパーソナルデータの保護が行われ、個人の安心・安全が確保されることが必要。</p> <p>【意見】</p> <p>このようなパーソナルデータの流通に関する規定の国際化には賛同いたします。一方、懸念点としては故意や過失を問わず個人特定されることによる有形無形の被害や損害など、国際化によって発生するリスクも多様となることがあります。</p> <p>パーソナルデータを国際的な規格で管理運用することは、他国での管理も容易にさせるメリットと、世界中の悪意を持った人々に狙われるというリスクを同時に負うこととなります。国内法で厳格に個人情報不正利用に関する規制や罰則が決められたとしても、それが海外事業者にも適用されないのでは意味がありません。</p> <p>例えば、国内事業者が提供されているコミュニティサービスは、「出会い系サイト規制法」のため、サービスの内容が制限され、その監視体制維持のために多額の費用を負担しています。</p> <p>一方、現実的に日本で最も使われているSNSは海外事業者が提供するTwitterとFacebookであり（電通PR調べ2012/12/27）、その事業者に対して国内法は適用されないため、本来の目的が成り立っておりません。</p> <p>また、国際的に安心・安全を担保する枠組みとして、パーソナルデータの運用ガイドラインや、パーソナルデータの提供事業者やアーカイブ事業者など関連サービスの認証制度に加え、国内外の事業者に対して、データのトレーサビリティや規約違反者の告発が可能な仕組みが必要と考えます。そのような認証制度や仕組みを明らかにすることで、一般のユーザがデータ保持の安全性を判断することが出来ると考えます。</p> <p>サービスのコスト削減活動などの営業事情によって、アーカイブ事業者など関連事業者は動的に変更されると想定され、その変更に関してタイムリーに告知されユーザが判断できるようにする必要があります。</p> <p>また、携帯電話のインフラ事業者のように、実質的に他社に移行する際に障壁がある場合（例えば2年契約による端末割賦契約期間中に）、一方的にパーソナルデータ運用ポリシーを変更する等の行為は、優越的な地位の濫用にあたる懸念があるため、なんらかの規制が望ましいと考えます。</p> <p>パーソナルデータ運用の安全性を、正しく評価し、保証、告知されて、初めて個人がどのデータを開示するかを主体的に判断できる、と考えます。</p>
---	---

以上

意見書

平成 25 年 4 月 17 日

総務省情報流通行政局
情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

(ふりがな) いっぽんしゃだんほうじん にほんけいざいだんたいれんごうかい
氏名 一般社団法人 日本経済団体連合会
じょうむりじ むくた さとし
常務理事 棕田 哲史

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

該当箇所	意見
p9、19～20行目 Ⅲ 2 保護されるパーソナルデータの範囲 (主な論点) 5項目	どのような状態になれば、再識別化を不可能又は十分に困難にしたといえるかについて、その考え方を示していくことに賛同。国の統計情報に限らず、民間の保有するデータ全般についても検討対象を拡げ、企業が守るべき明確な基準が明らかになるようにしていただきたい。
p15、1～6行目 Ⅲ 6 パーソナルデータの保護のための関連技術の有効性 (主な論点) 3項目	保護されるパーソナルデータに当たらない情報とするための条件を示すことに賛同。何をもちいて適切な匿名化措置と言えるのか、産業界の意見も聞きながら、明確化していただきたい。
同上、 (主な論点) 2項目	インターネット上のサービスは、複数の事業者の提供するサービスを組み合わせて提供されることが多いため、万一、情報漏えいの事故が起きた場合等に備え、個々の事業者の責任範囲の明確化のための基準作りをしておくことが重要。こうした点についても、論点として盛り込んでいただきたい。
p19、 Ⅳ パーソナルデータの利活用の促進に向けた中期的な課題への対応 (主な論点) 1項目	プライバシーコミッショナー制度について検討を行う際、番号制度の導入に伴い設置される「特定個人情報保護委員会」との関係整理の必要性について、論点として盛り込んでいただきたい。

以上

意見書

平成25年4月16日

総務省情報流通行政局
情報流通振興課情報セキュリティ対策室 宛て

区分(注1) 法人・団体

(ふりがな) くらかわ しげる
氏名(注2) 日本ユニシス株式会社
代表取締役社長 黒川 茂

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 意見提出者の区分として「個人」又は「法人・団体」を記載すること。

注2 法人又は団体にあつてはその名称、並びに代表者及び担当者の氏名を記載すること。

注3 それぞれの意見には、当該意見の対象であるページ等を記載すること。

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理.に対する意見				
No.	意見を提出する該当ページ	意見を提出する該当箇所	意見内容	意見提出の理由
1	P6	Ⅲ-1「基本的な枠組み」の（基本的考え方）について	「個人識別性を有するパーソナルデータが流出し、著しいプライバシー侵害が発生した場合の対応体制の構築が必要」を追記してはいかがでしょうか。	技術的対策、運用的対策を構築しても事故は必ず発生するため、そのときの備えも検討しておくべきであると考えます。 一旦ネットに流出したプライバシー情報を消去することはほぼ不可能なため、損害を極小化するための方向性を確立することが望ましい。
2	P18	Ⅳ「パーソナルデータの利活用の促進に向けた中期的な課題への対応」の（基本的考え方）について	「匿名性とトレーサビリティを同時に兼ね備えた匿名化技術の研究開発」を課題として追記してはいかがでしょうか。	今後ネット犯罪が益々増加することに鑑み、プライバシーデータが匿名化されていても必要に応じて個人を特定できるような技術的仕組み（トレーサビリティ）が犯罪捜査に必要である。そのための方向性を中期的な施策に組み入れることが望ましい。
3	P18	同上箇所の4つめの■について	「パーソナルデータの保護については、独立した第三者機関であるプライバシーコミッショナーが設置され、分野横断的なパーソナルデータの取扱いに関する運用が行われている・・・」の記述についての日本における制度検討は、中期的な課題としてではなく <u>短期的な方向性の課題</u> としてP15のⅢ-7あたりに移してはいかがでしょうか。	ポイントカードの普及につれて、パーソナルデータ不正利用の恐れがあるとする報道が増えている。パーソナルデータ利用・流通の活性化のためには、可及的速やかに対応体制を確立することが望ましい。

以上

意見書

平成 25 年 4 月 17 日

総務省情報流通行政局
情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

(ふりがな) ふじつうかぶしきかいしゃ
氏名 富士通株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう やまもとまさみ
代表取締役社長 山本 正巳

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

論点整理該当部分	意見
Ⅲ 1 基本的な枠組み (主な論点) 3項目	「必要最小限の取得」については、「利用目的」の特定が厳密に過ぎると、新たな利用方法が事後的に発見されるという特徴を持つビッグデータビジネス等が事実上困難になることが懸念されるため、パーソナルデータの利活用促進の観点から、適正な範囲で派生的利用等を認めるためのルールを定めておく等の検討が必要と考えます。
Ⅲ 5 パーソナルデータの利活用のルールの在り方 (主な論点) 3項目	「一般パーソナルデータについて、取得の際の経緯（コンテキスト）に沿った取扱いをする場合には、一般的には、明示的な同意を求める必要は無いのではないか」との考え方に賛同致します。
(主な論点) 6項目	「同意の撤回の効果についても明らかにしていくべきではないか」との考え方に賛同致します。パーソナルデータの本人への負担等も考慮した上で、現実的に機能する仕組みとなっているか、また、合意撤回時の二次利用者や三次利用者の責任範囲等について、ルール策定の中で明確にする必要があると考えます。
(主な論点) 7項目	「パーソナルデータを利用する者には、透明性の確保の観点から、どのようなパーソナルデータをどのように利用しているか等について適切な形で開示することが求められるのではないか。」との考え方に賛同致します。併せて、パーソナルデータの二次利用、三次利用を行う際、最初の同意がどのような内容となっているか等が不透明なために、利用を躊躇するようなことを極力避けるよう、同意の範囲等も明確に出来るような仕組みを検討する必要があると考えます。
Ⅲ 6 パーソナルデータの保護のための関連技術の有 用性 (主な論点) 1項目	「平文で保存されているデータと暗号化して保存されているデータとの間で情報漏えいした場合等に生じるプライバシーインパクトの違いを考慮して、それぞれ違った取扱いにするよう分野横断的に整理すべきではないか」との考え方に賛同致します。なお、暗号化によりパーソナルデータの漏えいに当たらないと整理できる条件については、秘密分散技術の他、鍵の運用管理を適切に行う暗号技術やハッシュ関数、変換表を適切に運用管理するトークン化技術、等様々なプライバシー強化技術の活用が考えられるため、論点整理の段階で特定技術のみを記載するのは適当でないと考えます。
(主な論点) 4項目	「暗号化技術、匿名化技術については、より高度化に向けた研究開発を支援するとともに、実態上問題が生じないと

	<p>考えられる復号や再識別化が困難な状態についての一般的な理解の醸成、技術的・運用的ガイドラインの作成等を推進すべきではないか」という考え方に賛同致します。その際、国際標準化動向にも配慮した検討が必要と考えます。</p>
<p>Ⅲ 8 国際的なパーソナルデータの利用・流通の確保 (基本的考え方) 1項目</p>	<p>「国際的に調和のとれたパーソナルデータの保護が行われ、個人の安心・安全が確保されることが必要。」との考え方に賛同致します。加えて、パーソナルデータの利用・流通に関して、日本が世界のトップランナーとなるべく国を挙げて技術開発や制度・運用の検討を行い、世界に貢献することを目指す、という大目標を提示すべきと考えます。</p>
<p>Ⅳ パーソナルデータの利活用の促進に向けた中期的な課題への対応 (主な論点) 3項目</p>	<p>「企業等が自主的に宣言したルール・ポリシー等への遵守を確保するための制度を整備すべきではないか」との考え方に賛同致します。その際、適切な利用をしていたにも関わらず個人が再識別化されてしまった場合の免責等といったインセンティブを付与することによる促進手法についても検討すべきと考えます。</p>
<p>(主な論点) 5項目</p>	<p>「パーソナルデータの利活用の基本理念であるプライバシー保護の観点から、必要な制度整備について検討していくべき」という考え方に賛同致します。但し、パーソナルデータの利活用ルールと個人情報保護法制との関係についてはルールの策定時に明確化しておくことが必須と考えますが、その際、個人情報保護法制がパーソナルデータの利活用ルールに優先されることが明確化されるだけでは企業によるパーソナルデータの利活用が促進されるとはいえないと考えますので、中期的な課題として全体を認識するのではなく、必要な部分については寧ろ、短期的な課題として速やかに着手することが重要と考えます。また、例えば、ICT分野を中心に1万社以上が導入している現行のプライバシーマーク制度等についても、短期的に取り組みされるパーソナルデータの利活用ルールの検討に合わせて見直しを進めるべきと考えます。</p>

以上

意見書

平成 25 年 4 月 17 日

総務省情報流通行政局
情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふおーらむ
氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
常務理事 谷井 玲

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関して、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 1

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理 に関する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

●総論

これまで、形式的な対応が前提であったパーソナルデータに関して、実態に応じた利活用や手続きの検討がなされることは望ましいと考える。一方で、以下の点については論点の修正あるいは追加等を求める。

●10 ページ「3 類型」での分類について

パーソナルデータを 3 類型に分類して、それぞれの類型に応じた適正な取扱いを検討することがあげられているが、例示として記載されている事項に以下のような齟齬があるため修正等を求める。

パーソナルデータの要素として識別情報にあたる「氏名」に関しては、一般パーソナルデータとして分類されているが、同様に識別情報にあたる「契約者・端末固有 ID」については、別類型として「慎重な取扱いを求めるパーソナルデータ」として分類されている。「契約者・端末固有 ID」に関しては、「氏名」と同等あるいはプライバシー性が低いものとして扱われるべきであると考え、ため、「一般パーソナルデータ」に分類されるべきであると考え。

また、分類にあたっては、パーソナルデータを「識別情報」と購入履歴等の「属性情報」に要素分解し、それぞれのプライバシー性の高低に関する検討のもと、統合されたパーソナルデータとして総合的に判断すべきであると考え。

●適正な利用目的に応じた簡便な手続きについて

今回の論点整理では、取得時の手続きに関する観点が主となっているが、適正な利用目的に関する観点を追加すべきであると考え。適正な利用目的に応じたパーソナルデータの利活用が促進されることは、利用者にとっても大きな便益があり望ましいことであるため、一部記載のある災害時や防災目的の場合等だけでなく、対象となる概念を整理した上で適正な利用目的に応じた利用に関して簡便な取得手続き等の検討も追加すべきであると考え。

意見書

平成 25 年 4 月 16 日

総務省情報流通行政局

情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

区分：法人・団体

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1. (全体)

パーソナルデータの二次利用、三次利用という考え方が論点整理にあります。パーソナルデータを取得する事業者内での二次利用、三次利用と、当該事業者以外の事業者による二次利用、三次利用を区別した考え方が必要と考えます（米国 FTC のレポートなどでも採用されていると思います）。

2. (9 ページ)

「継続的に収集される購買・貸出履歴、視聴履歴、位置情報等については、仮にそれ自体が氏名等の個別識別性の要件を満たす情報と連結しない形で取得・利用される場合であったとしても、特定の個人を識別することができるようになる可能性が高く」とありますが、その根拠の記載がなく論理的ではないと考えます。

3. (15 ページ)

「広く各業界団体等を通じて、ウェブサービス提供者等に DNT に対応した機能の実装を働きかけていくべきではないか」とありますが、DNT 信号について関係団体で技術的な合意が形成されていない中で、かかる記述は時期尚早と考えます。

意見書

平成25年4月17日

総務省情報流通行政局

情報流通振興課情報セキュリティ対策室御中

[\(itsecurity@ml.soumu.go.jp\)](mailto:itsecurity@ml.soumu.go.jp)

区分： 法人・団体

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、以下のとおり意見を提出します。

(1) パーソナルデータの適切な保護が重要（対象箇所：P.6 III 1）

パーソナルデータを消費者が十分な理解の上で、安全に利活用するために、消費者と事業者間の信頼関係構築が重要と考える。そのため、基本的な考え方に記されている「パーソナルデータの適切な保護」やそのための「信頼性確保と強化」を強調いただいたのは適切な指摘である。是非とも法律面、行政面での環境を整備推進していただきたい。

(2) パーソナルデータの類型への追加（対象箇所：P.10 III 3）

「パーソナルデータの性質に応じた適正な取り扱い」は的確な指摘である。ただし、類型の記述が、スマートフォンなどの移動体端末に蓄積される位置情報や、消費者の購買履歴のような既存サービスで活用されているデータに留まっている。今後の新規サービスでの利用が見込まれる、住空間や車内空間等のパーソナルな環境で機器やセンサーから収集されるデータなどについても、パーソナルデータの類型としてその性質に応じた取り扱い事例に追加するべきと考える。

(3) ルール遵守のための仕組みの構築（対象箇所：P.15 III 7）

「パーソナルデータの利活用のルールが適切に遵守される仕組みの構築」は、消費者と事

業者が継続的に良好な信頼関係を維持するために重要な取り組みである。事業者の自主努力も大事であるが、悪意を持つ企業や無頓着な企業から消費者を保護するためにも、パーソナルデータの性質に応じた利活用のルール遵守を確保するための仕組みについて前向きに検討することが重要と考える。

送信日時: 2013年4月9日

案件名:

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に対する意見の募集
宛先府省名: 総務省

住所: 埼玉県所沢市

氏名: 小森谷 和信

提出意見:

1. 本件論点整理第7ページの「それ以外に含めるべき項目」として、「本人による自由な編集可能性の確保」を掲げるべきだと思います。その理由は、次のとおりです。

一般にプライバシー権は、自己に関する情報をコントロールする権利と定義されます。このため、本人が自由にパーソナルデータを削除・訂正・追加できることは、プライバシー権の核心を成すと思います。

そして、個人情報保護法第26条も、本人による訂正等の請求を認めています。

したがって、前記の項目を追加するべきだと思います。

2. そして、この本人による自由な編集は、その情報が真実であるか虚偽であるかを問わないこととするべきだと思います。その理由は、次のとおりです。

まず、前記のとおり、本人による自由な編集の可能性は、プライバシー権の核心を成すと思います。

そして、刑法第230条第1項は、真実であるか虚偽であるかを問わず、名誉を保護しています。

また、同法第159条は、有形偽造のみを処罰の対象とし、無形偽造を処罰の対象にしていません。

以上によれば、我が国の法規範上は、プライバシー権保護のため、その情報が真実であるか否かを問わず、本人が自由に編集できることとするのが整合的だと思います。

送信日時: 2013年4月14日

案件名:

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に対する意見の募集
宛先府省名: 総務省

氏名: 久野敦司

提出意見:

次の観点が欠落していると思われましたので、お知らせします。

1. 小規模な集団(例: 家族)を特定可能な情報をパーソナルデータとして扱うかどうか。
2. パーソナルデータの保護期間をどの範囲にするのか。
3. 保護しないパーソナルデータのデータ種別、相手範囲、地域や時間の範囲をどのようにするのか。

(パーソナルデータ意見書)

意見書

平成 25 年 4 月 16 日

総務省情報流通行政局

情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

区分：個人

情報セキュリティ大学院大学

(じょうほう だいがくいんだいがく)

氏名：林 紘一郎

(はやし こういちろう)

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

1. 問題の捉え方とプライバシーとの関係 (1~2 ページ関連)

パーソナルデータの利活用に関しては、従来その「保護」の面が前面に出て、「利用」の面が背後に隠れている気味があった。本研究会は、その隠れた面に光を当てて正面から論じたもので、大変有意義なものとする。

「保護が先に出て利用が遅れている」状況は、個人情報保護法上の概念である「個人情報」または「個人データ」と、プライバシーとの関係が誤解されているか、少なくとも多くの人の共通理解を得られていないことに、起因するのではないかとと思われる。

その点で、本研究会が採用する次のアプローチは、プラグマティックな方法論であると思われる。

「個人識別性を有する『個人情報』に限定することなく、広く『個人に関する情報』を『パーソナルデータ』と定義して、その中で『保護されるパーソナルデータ』の範囲について検討する」(2 ページ)。

2. 重ねて、プライバシーとの関係 (6~11 ページ関連)

しかし、個人データの利用のための概念の定義は、プライバシーという概念自体の曖昧さに関する、次の3点のハードルがあって、容易ではないものと思われる(林 [2012])。

- 1) プライバシーという概念の中に、自己決定権・パブリシティ権のような物権的なもの(アメリカ法的には **property rule** が適用可能なもの)から、狭義のプライバシー侵害のように事前の権利設定は不可能で、不法行為として事後的に救済するしかないもの(同 **liability rule** でしか裁けないもの)までが含まれている。
- 2) 個人の権利を中心に論ずる人は、どちらかというところ「権利論」(**property rule**)に傾き勝ちである(いわゆる「自己情報コントロール権説」がその代表)が、現実の救済は不法行為による損害賠償訴訟(**liability rule**)を通じてなされるしかない。
- 3) 裁判例においても、名誉毀損は主観的な「名誉感情」ではなく、客観的な「社会的評価」を侵害するものとして客観化し易いが、プライバシーは正に主観的な価値を重視しているので、侵害か否かをパターン化することが難しい。

そこで、次項あるいは次々項にも関連するような各種の工夫が提案されているが、それらを通底する大原則(デフォルト設定)として、「原則自由、例外規制」という線を維持されることを期待する。

3. 保護の範囲と、ルールの遵守確保の在り方 (8 ページ、15~16 ページ関連)

前項にも関連して、保護ルールの在り方は、利用を促進できるか否かの決め手である。その点に関して本研究会は、市場参加者の自主性(市場原理)を重んじつつ、最低限の規制を加えるという姿勢と受け取れるので、評価したい。

しかし、パーソナルデータに関する紛争は、情報という「見えないもの」(intangible)を扱うことの難しさから来ているので、有体物を扱うときとは、違った工夫が必要と思われる(林 [2008])。論点整理では、そうした点にも配慮しているやに見受けられるが、一朝一夕で可能なこととは思われないので、さらなる議論に期待したい。

4. 具体的イメージとしての「コミットメント責任」(15～16 ページ関連)

上記に関して、私は 2008 年以来、「コミットメント責任」という新しい考え方を提唱している。この発想は林・鈴木 [2008] に遡るもので、詳細は林・田川 [2012] を参照していただきたいが、要点だけを紹介すれば、以下のとおりである。

コミットメントという用語はゲーム理論等において広く使われているが、ここでの語感に最も近いと思われる定義は、主として行動経済学の分野で使われている「コミットするというのは、自分が将来にとる行動を表明し、それを確実に実行することを約束すること」(梶井 [2002]) であろう。これを踏まえ、以下の定義に該当するものを、「コミットメント責任」と呼ぶことにしている。

事業者が、情報管理の取扱いに関する約束事を消費者に対して表示し、または社会に対して宣言したにもかかわらず、それに違反することによって生じる責任(法的責任を中心としながらも、より広い概念としての責任。免責を含む)(林・鈴木 [2008])。

コミットメント責任は、論点整理でも触れられているアメリカの FTC5 条に近似するが、FTC 法が行政介入の根拠と位置づけているのに対して、司法的(民事的)解決を前提にして、その違法性判断の根拠としている点が特徴である。

幾分でもご参考になれば、幸いである。

(引用文献)

梶井厚志 [2002] 『戦略的思考の技術：ゲーム理論を实践する』中公新書

林紘一郎・鈴木正朝 [2008] 「情報漏洩リスクと責任：個人情報为例として」『法社会学』No.69

林紘一郎 [2008] 「見えないものの品質保証・第三者認証と責任」『日本セキュリティマネジメント学会誌』Vol.22、No.1

林紘一郎 [2012] 「Privacy と Property の微妙なバランス：Post 論文を切り口にして Warren and Brandeis 論文を読み直す」『情報通信学会誌』Vol. 30、No. 3

林紘一郎・田川義博 [2012] 「心地よい DPI と程よい通信の秘密」『情報セキュリティ総合科学』第 4 卷、情報セキュリティ大学院大学

<http://www.iisec.ac.jp/proc/vol0004/hayashi-tagawa.pdf>

意見書

平成25年 4月17日

総務省情報流通行政局

情報流通振興・情報セキュリティ対策室

宛先
御中

区分(注1) 個人

住所 原後綜合法律事務所
(ふりがな) (はらごうごうほうりつしむしよ)

氏名(注2) 弁護士 敬田潤一朗
電話番号 (まきEじゅんい533)

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 意見提出者の区分として「個人」又は「法人・団体」を記載すること。

注2 法人又は団体にあつてはその名称、並びに代表者及び担当者の氏名を記載すること。

注3 それぞれの意見には、当該意見の対象であるページ等を記載すること。

2013年(平成25年)4月17日

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関する意見

さくら通り法律事務所

弁護士 清水 勉

三重合同法律事務所

弁護士 石坂 俊雄

牧野内総合法律事務所

弁護士 水永 誠二

蔭山法律事務所

弁護士 蔭山 文夫

原後綜合法律事務所

弁護士 牧田 潤一郎

第1 意見の趣旨

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理(以下「論点整理」という。)で示された方向性については基本的に賛成する。既に欧米では、この問題に関して活発な議論がなされ、具体的な対策を実行しつつある状況になっていたにもかかわらず、日本では政府が率先してこの問題に取り組んで来ておらず、事実上、野放し状態になっていただけに、遅まきながら世界を意識した取り組みをしようとする姿勢になったことは、積極的に評価できる。

ただし、パーソナルデータの有用性ゆえにその利活用にあたりプライバシー保護を後退させてはならない。この点に関し、特に厳重な保護が要請される金融情報がセンシティブデータに列挙されていない点については、有用性の視点

が優先している疑いがあり、強く反対する。

そして、何よりもパーソナルデータの利活用にあたっては、プライバシー保護のための第三者機関を設置することが必須であって、プライバシー保護の体勢が整わないままパーソナルデータの利活用のみ拡大することは許されない。

第2 意見の理由

1 「パーソナルデータ」という分類

現行の個人情報保護法・行政機関個人情報保護法等では、特定の個人を識別することができる情報を個人情報として保護の対象としているが、端末ID、IPアドレス、クッキー等のように、それ自体には個人識別性はないが、特定の個人の利用と深く結び付いているデータであるため、個人の特定性が極めて強い。このような事実を念頭に置いて、広く「個人に関する情報」を「パーソナルデータ」と定義し、その中で、「保護されるべきパーソナルデータ」の範囲を検討するという手法は、評価されてよい。

2 パーソナルデータ利活用の視点

論点整理の「II パーソナルデータの利用・流通の促進のための方策」においては、世界経済フォーラムが「パーソナルデータ：新たな資産カテゴリーの出現」において、「パーソナルデータは、・・・デジタル世界における「新しい通貨である」としていること、マッキンゼー社が「ビッグデータにより分野横断的に著しい財産的な価値の創出がなされる」としていることなどを紹介し、パーソナルデータの有用性が強調されている。パーソナルデータが各産業において有用な資源であることは言うまでもなく、その促進を図ることは重要である。

しかし、上記経済活動は、当然のことながら、個人のプライバシーの犠牲の下に成立するものであってはならない。日本におけるパーソナルデータ保護の基本法である個人情報保護法（平成15年5月30日法律第57号）も「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と謳っており、その目的は、あくまでも個人の権利利益（その中心はプライバシー）の保護である。

したがって、パーソナルデータの利活用は、本人のプライバシー保護が十分図られることが前提であって、その有用性ゆえにプライバシー保護を後退させてはならない。

以下、かかる視点で個別の考え方及び論点について意見を述べる。

3 「Ⅲ パーソナルデータの利活用の枠組み」について

(1) 「1 基本的な枠組み」について

ア ルールの明確化と信頼性確保

パーソナルデータの利活用にあたり、ルールを明確化して個人が安心して利活用者に対してデータを提供できることが、本人のみならず、利活用者のメリットにもなるという理解の枠組みについて賛成する。

イ プライバシー保護の目的の明確化とプライバシーの制約

論点整理では、パーソナルデータの保護は、主としてプライバシー保護（個人の自己情報コントロール）のために行うことを基本理念として明確にすることを提言している。かかる理解なくして個別具体的対応の検討はできないから当該基本理念はパーソナルデータ利活用にあたり不可欠のものであつて賛成である。

ただし、論点整理は続けて、プライバシーの保護が絶対的な価値でなく、他の憲法上の人権との調整が必要になることも指摘するが、ここでは、プライバシーの制約は安易にできないことを再確認すべきである。

すなわち、佐藤幸治教授が、「プライバシーは個人の利益に役立つのみならず、共有的価値 (common value)、公共的価値 (public value)、及び集合的価値 (collective value) にもかかわっていることに留意する必要がある」とし、「プライバシーの権利は、自由な個人のあり方を規定するのみならず、多元的で、寛容な社会のあり方をも規定する。また、プライバシーの権利は、民主的な政治システムにとっても不可欠のものである。」と述べている(佐藤幸治『現代国家と人権』(有斐閣、2008年)518頁)。プライバシーの価値は、単に個人の権利利益にとどまらず、プライバシーが保護された自律的な個人が形成する社会のあり方をも左右するものであつて、このような視点を抜きに他の権利との調整にあたって軽々しく後退させることはできない。

なお、論点整理注17は、プライバシーを制約できるとの文脈で、EU欧州委員会のデータ保護規則提案の「個人データ保護の権利は絶対的な権利ではなく、社会におけるその機能との関連で考慮されるべきものである」との記載を引用している。しかし、「個人データ保護」と「プライバシー保護」は厳密には範囲が異なり、個人データ保護の方が制約を受けやすいと考えられるから、かかる断りもないままプライバシー保護の制約を正当化する文脈で紹介するのは誤導的である。

ウ パーソナルデータ利活用のフレームワークについて

基本的に賛成する。ただし、以下の点を指摘する。

まず、パーソナルデータは、必ずしも本人識別性を有しないものを含む概念であるから、「本人の関与の機会の確保」といっても、保有している情報が本人の情報かどうか確認できないことが予想される。そのため、本人関与の機会の確保の手段である個人情報保護法25条（開示）、26条（訂正等）、27条（利用停止等）の適用が困難であるため、代替手段が検討されなければならない。

また、「必要最小限の取得の原則」は、理念としてはよいが、現実のパーソナルデータの利活用にあたって適切に収集範囲を画する基準たり得るか疑問である。すなわち、パーソナルデータの利活用は本人の趣味嗜好にあったサービスを行うことを目的とすることが多く、この場合、本人に関するデータを集めれば集めるほど本人の趣味嗜好を把握できるということになる。そうだとすれば、目的達成に必要な最小限度という線引きは困難である。また包括的又は曖昧な目的を定めることで容易にこの限界を無くすることもできる。したがって、目的だけで収集範囲を画することの限界を認識し、目的の種類毎に保有期間制限等を設けることも検討されるべきである。

さらに、「プライバシー・バイ・デザイン」については、「プライバシーの保護をデザインとしてあらかじめ組み込んでおく」という曖昧な説明がされているが、まだ日本に浸透していない概念であって、もう少しわかりやすい説明が必要である。米国FTCのプライバシーフレームワークでは、プライバシー・バイ・デザインの基本原則として「企業は組織全体として、そして自社の製品やサービスの開発のあらゆる段階において消費者のプライバシーを最優先に掲げるべきである。」と述べられており（堀部政男他『プライバシー・バイ・デザイン』（日経BP、2012年）18頁）、最低限この程度の説明が必要である。

(2) 「2 保護されるパーソナルデータの範囲」について

概ね賛成する。

デジタル社会においては、データの収集蓄積が容易である。継続的に収集される情報については、情報1つ1つについて個人識別が困難なものであっても、集積されることで個人識別の可能性が高まることを考慮したルール作りが必要である。

この点、論点整理では、特定の個人との結びつきが強いパーソナルデータ以外のパーソナルデータは、自由に利活用することができることを提言して

いる。しかし、結びつきが弱くても、一度識別されてしまうと強度のプライバシー侵害が生ずる情報も想定され、そのような情報を自由に利活用すべきではない。したがって、個人との結びつきだけでなく、識別された場合のプライバシー侵害性をも考慮して規制のあり方を慎重に検討するべきである。

(3) 「3 パーソナルデータの性質に応じた取扱い」について

概ね賛成する。

ア 類型化について

プライバシー性の高低の考慮は必要である。

ただし、プライバシー性を高、中、低と明確に類型化した取扱いについては、プライバシー性の考え方を十分に浸透させた上で行わないと混乱を生じたり、プライバシー侵害につながるので注意が必要である。

すなわち、情報は利用される状況によって、プライバシー性の高低が変化することがある。論点整理では、氏名が通常公にされている情報として、プライバシー性の低いものとして例示されているのは問題である。氏名を一律にそのように分類することはできない。例えば、デパートで迷子の呼び出しを行うときの氏名はプライバシー性が低いですが、図書館で特定の本を借りた人の氏名はプライバシー性の高い情報である。人は、意識的無意識的に、相手に自分の氏名を開示（紹介）するか否かを選別している。迷子の子どもを捜すためなら、親は自分の子どもの氏名が公表されることを了解するが、図書館で本を借りると、自分の氏名が図書館の書籍管理者以外の者に知られるとすれば、図書館で自由に本を借りることができなくなる。

「本人の明確な意図で一般に公開された情報」であっても、本人が判断を誤って「公開」してしまったような場合もあり得るから、一律に、慎重な取扱いを不要と考えるべきではない。

このように個人情報の取扱は画一的処理が困難であるから、どのような場面でどの程度の個人識別性が必要とされるかについて、人々の諸自由の保護を最重要視する観点から、後述するプライバシー保護のための第三者機関が、日々生ずる問題の解決策を具体的に提示する必要がある。

イ センシティブデータの範囲

金融・財産情報がセンシティブデータに列挙されていない点は不適當であり、強く反対する。

「金融・信用」は、個人情報保護法が可決された際の衆参両議院の付帯決議においても、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野として、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があつて個別法を

早急に検討することとされている。特に営利企業のターゲットになりやすく、厳格な規制が必要であることは論を俟たない。

この点、特に保護が必要な分野に限り個別立法することで個人情報保護を行うアメリカにおいても、金融・信用（財産）については、プライバシー保護立法が始まった1970年代から、その保護の必要性が強く認識され、立法化がされてきた典型的分野であり（Fair Credit Reporting Act of 1970、Right to Financial Privacy Act of 1978）、このような分野をセンシティブデータから除外することは考えられない。

かかる典型的分野をセンシティブデータから除外すれば、有用性（利用価値の高さ）のためにプライバシーの保護を後退させたとのそしりを免れないものであって、強く反対する。

(4) 「4 パーソナルデータの利活用のルール策定の在り方」について
概ね賛成する。

(5) 「5 パーソナルデータの利活用のルールの在り方」について
概ね賛成する。ここでも、「氏名を通常公にされている情報」に分類しているが、疑問である。

一般パーソナルデータについて、明示的な同意を求めない場合には、オプトアウトの仕組みを設けることで、本人関与の余地を残す必要がある。

また、論点整理の提案のように、一度同意しても、後日当該同意の撤回をすることが認められるべきことは必須である。

既に述べたとおり、パーソナルデータは、必ずしも本人識別性を有しないものを含む概念であるから、利用状況等への本人のアクセスにあたっては、そのような特性への配慮が必要である（クッキー情報が一致した場合には、事業者が当該クッキーに関して保有している情報についてアクセスを許すなど）。

(6) 「6 パーソナルデータの保護のための関連技術の有用性」について
概ね賛成する。

ただし、パーソナルデータ利活用のフレームワークにあるプライバシー・バイ・デザインは、デフォルト（初期設定）でPETの導入を求める思想である。したがって、例えば、DNTの仕組みは、利用者がわざわざ設定しなくても、当然にウェブブラウザ利用開始時点で設定されていなければならない、DNTを利用することが利用者の不便となつてはならない（クッキーを拒絶するとサービス自体が利用できなくなるようなサービス設計をしてはならない）ことが周知されるべきである。

また、パーソナルデータを利用する事業者は、再識別化等により、プライバシー侵害が発生した場合には、責任を免れるべきではない（報償責任）。この場合、被害者救済の観点から簡易かつ十分な救済制度が整えられる必要がある。この観点からもプライバシー保護のための第三者機関は必要である。

(7) 「7 パーソナルデータ利活用のルールの遵守確保の在り方」について
概ね賛成する。

ここでは民間企業経営者がプライバシー保護にどれほどの経営資源を投下すべきか明確に認識できるような動機付けが必要である。

消費者は、各事業者が自主的に定めるプライバシーポリシーを見て、当該企業のプライバシーに対する姿勢を評価し、商品・サービス利用することが望ましく、それが事業者のプライバシー保護への動機付けとなるから、プライバシーポリシーの違反に対して法的制裁が可能な仕組みとする必要がある。

ただし、プライバシーポリシーが作成されなかったり内容がいろいろ加減だと実効性がないため、事業者にはプライバシーポリシーの作成を義務付け、その最低限の内容も国が定める必要がある。

また、違反に対しては、行政が調査権及び違反に対する制裁手段（罰金・企業名公表等）を行使できるように定める必要がある。プライバシー侵害については、損害立証が困難かつ得られる損害賠償額が低額であるため、消費者と事業者間の紛争については、行政が消費者側に立って積極的に助力すべきである。プライバシー保護のための第三者委員会はこのためにも必要不可欠である。

これらの遵守確保の方策がなければ、事業者は、プライバシー保護にわざわざ貴重な経営資源を投下しない。

(8) 「8 国際的なパーソナルデータの利用・流通の確保」
概ね賛成する。

4 「IV パーソナルデータの利活用の促進に向けた中期的な課題への対応」について
概ね賛成する。

5 プライバシー保護のための第三者機関の設置

これまで述べてきたとおり、パーソナルデータの利活用を拡大するにあたっては、プライバシー保護のための第三者機関が必須であってこのようなプライバシー保護の体勢が整わないままパーソナルデータの利活用のみ拡大するこ

とは許されない。

第三者機関の具体的な組織・権限等に関しては別途検討しなければならないが、パーソナルデータは日本全国で利用されるから、カナダのように、国レベルだけでなく地方レベルでも設置される必要がある。

第三者機関の役割としては、パーソナルデータ利活用フレームワークを具体化した政策（プライバシー影響評価等）の行政機関及び民間事業者における実施を監視し、プライバシー保護状況について指導・助言・勧告・命令などの機能を担うものである。また、これらの第三者機関は、行政及び民間とのプライバシーをめぐる紛争に対する簡易迅速な解決機関としての役割、及び個人に關する情報の流通と利用における実態とプライバシー保護の方法についての市民の啓発を推進する機能を有するべきである。

以上

平成 25 年 4 月 17 日

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室御中

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関し、意見を提出します。

区分 個人

III 2 p.8

「現行の個人情報保護法が個人識別性を有するものとしていることは、基本的には妥当」「特定の個人が識別される可能性があるということについて、十分に配慮」とあるが、個人識別性に規律の根拠を求めるのは、この研究会が「個人情報」とは別に「パーソナルデータ」という語を用いて、「プライバシー保護等に配慮した」利活用という検討を始めたことを無にするのではないか。個人識別性を有しない情報であっても、ネット上の仮名（識別子を含む）のみで確立しているアイデンティティも存在する。

その仮名と特定の個人との繋がりが外形上弱いからといって、保護に値しないとなると、当該仮名に本人が望まない属性情報が付加され、またその情報が広く流通することにより、仮名での活動に不利益を与えかねない。

個人識別性を根拠にしないとなると、個人情報保護法を根拠にしないということになり、行政機関の活動根拠が失われることにもなりかねないが、仮に法執行が無理だとしても、方針としては、個人識別性を有しない情報の保護にも目を向けるべきと考える。

III 2 p.9

「保護されるパーソナルデータには当たらず、パーソナルデータの利活用の枠組みの観点からは制約を受けずに、自由に利活用することができると考えられるのではないか。」とあるが、本文書で繰り返し言及される「パーソナルデータの利活用」とは、取得後のデータの取り扱いについてであって、「取得」は含まず、その妥当性を論じるものではないという理解でよいか。

仮に「利活用」に「取得」が含まれるとなると、「保護されるパーソナルデータ」に含まれないパーソナルデータは、本人が関知しないままに収集される虞が生じ、妥当でない。

そのような行為は、ソフトウェア分野においては従来「スパイウェア」として非難されてきたものであり、総務省がスパイウェア等の不当性を否定するのは問題がある。

IV p.18

個人情報・プライバシー保護を専門とする、統一的な第三者機関の設置を支持する。

国、地方、民間およびその各分野で分割され、異なる保護基準や運用が行われている現状に対し、多様な専門家を集約し、広く議論が行われ、論理的に基準作成や法執行が行われることが必要と考える。

以上。

送信日時: 2013年4月9日

案件名:

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に対する意見の募集
宛先府省名: 総務省

提出意見:

現行の個人情報保護法を企業のために何とか法の網をかいくぐって使えないかという印象が強い案になっているため、相当な反発を招く恐れがある。なぜ必要で、どの程度国益に寄与するのかを明確に数値で示せない限りは絵に描いた餅で終わってしまう可能性が大きい。個人情報範囲を広げれば、「その自然人の行動や思想、身体状態全て」を指し示すものなので本来であれば使用できる情報は存在しないと考えられる。仮に本人の了解を得られても法的にOKかは疑問であり、偏った情報収集になる可能性も大きい。現状でもPOSで買い物をした情報は、自然人に紐づいた立派な個人情報であり、収集自体が違法の恐れがある。そこまでしてなぜ自然人でない企業のために情報を提供したいのかを明確にしない限り情報を得ること自体不可能と考える。

送信日時: 2013年4月17日

案件名:

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に対する意見の募集

宛先府省名: 総務省

提出意見:

10頁以下のパーソナルデータの性質について、1から3の分類は難しいと思う。特に、1と3は情報の性質による分類だが、2は蓄積や継続的収集という「行為」が含まれており、適切な分類の視点といえるのか。情報の性質は1と3のみとすればどうか。2に該当する情報の多くは3のセンシティブデータに含まれるのではないか。逆に、センシティブデータに列挙されている例は時代にそぐわないのではないか。2に該当する情報はスマートフォン・プライバシー・イニシアティブの中で検討されており、12頁以下の利活用ルールの中で収集制限をかけることとしたらどうか。